

文献紹介 ー海外ー

MICHELLE FOSTER, *International Refugee Law and Socio-Economic Rights: Refuge from Deprivation*
(Cambridge Studies in International and Comparative Law)

(Cambridge University Press, 2007)

いわゆる市民的及び政治的権利（自由権）に対する経済的及び社会的権利（社会権）の人権としての「劣位性」や、社会権の「忘れられてきた人権」からの再生の試みは、これまで主に国際人権法学の課題でもあった。そうした社会権をめぐる状況は、困難な状況を強いられている人々にとってはより一層顕著なものとなり、難民及び難民申請者らもその例外ではない。これまで多くの法律実務家や研究者らは、難民の権利の保護にあたって、彼（女）らの難民としての法的地位の獲得や収容をめぐる諸問題など、主に自由権の実現に主眼を置いてきたとも言える。しかしながら、当事者である難民らにとっては、申請中であれ認定後であれ、日々の生活をどのように確立し、生きていくのかということがまさに死活問題であることは言うまでもない。労働、社会保障、医療、食料、居住、教育など、まさに社会権の実現なしには、彼（女）らの生活、生存は困難なものとならざるをえないのである。

こうした問題意識を背景とした国際人権法学による20年余りの挑戦に呼応する形で、本書はオーストラリア・メルボルン大学の国際難民法研究プログラムを率いる気鋭の研究者により著されたものであり、国内外を問わず、国際難民法及び国際人権法に大きなインパクトを与える一冊と言えるだろう。

本書は、第1章「序論」、第2章「難民条約解釈のための人権枠組み」、第3章「難民法における迫害と社会経済的欠乏」、第4章「社会経済的な権利主張に対する概念的アプローチの再考」、第5章「迫害理由としての経済的欠乏」、第6章「経済的不利益と難民条約上の根拠」、第7章「結論」から成り、難民条約解釈における国際人権法の意義を示しながら、国際難民法における伝統的な迫害概念を再検証し、同概念への経済的及び社会的権利の侵害の包含の可能性を中心に論じている。経済的階層や職業による影響、障害者、女性、子どもなど、生存をも脅かすような経済的に不利な状況に強えられる可能性を有する人々を念頭に置いたこうした迫害概念の再定義の試みは、例えば、近年の公衆衛生学などにおける経済格差と健康格差に関する研究などに呼応するものとしても注目される。

国際的な人権保障の歴史において、必ずしも主流ではなく傍流とされてきた人々の権利の実現の過程の中で、当事者への想像力とともに、発展的、創造的に人権保障の枠組み自体を再構築しようとする試みは、難民に限らず、例えば、女性や障害者の権利についても同様の展開を見てとることができる。本書が提起すること、あるいは著者の「冷静かつ情熱的な」研究姿勢ともいべきものは、国際難民法のみならず国際人権法の進化という意味でも大きな一歩を残すものと評価できるのではないだろうか。難民条約に加入して30年が経過した日本においても、本書からの問いかけへの応答が求められていることを忘れてはならない。

藤本俊明（神奈川大学）